

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

公益社団法人 日本栄養士会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
健 康 課

避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、心から御礼申し上げます。また、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の活動等を通じ、大規模災害時の被災者に対する栄養・食生活の支援に係る御支援・御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙 1 のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第 5（3）イにおいて、「国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める」こととされました。

これまでも、貴会には「特殊栄養食品ステーション」の設置等により、アレルギー対応食を含む個別のニーズに応じた食品の提供等に取り組んでいただいているところですが、基本指針の改正に伴い、今後より一層の食物アレルギー疾患を有する方に対する栄養・食生活の支援が行われるよう、地方公共団体の衛生主管部局に対して、別紙 2「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」（令和 4 年 3 月 18 日付厚生労働省健康局がん・疾病対策課、健康課連名事務連絡）のとおり周知をしております。

貴会におかれましては基本指針の趣旨を御了知のうえ、引き続き被災地での栄養・食生活支援の協力について特段の御配慮を賜るとともに、平時から地方公共団体との連携体制の構築に御協力いただくよう御願いたします。

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

厚生労働省健康局健康課 栄養指導室

齋藤・佐々木

電話（代表）03-5253-1111(内)2953、2951

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第11条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第5（3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

健発 0314 第 2 号
令和 4 年 3 月 14 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第 6 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和 4 年 3 月 14 日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第 11 条第 6 項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上

事務連絡
令和 4 年 3 月 18 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
健康課

避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

基本指針第 5（3）イにおいて、「国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める」こととされました。

災害時においては、被災者の健康面への様々な悪影響が懸念されます。食事・栄養は健康管理上、極めて重要な要素の一つであり、食物アレルギー疾患を有する者については、避難所等においてそのニーズに応じた適切な対応を求められることが想定されます。

公益社団法人日本栄養士会には、被災自治体と連携の下、被災地の状況に応じて「特殊栄養食品ステーション」を設置し、アレルギー対応食を含む個別のニーズに応じた食品等の提供に御協力いただいています。貴職におかれましては、基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、災害時に食物アレルギー疾患を有する者を含む個別のニーズに応じた栄養・食生活の支援について適切に対応を行うため、平時から各都道府県栄養士会等の関係団体及び都道府県内の連携体制の構築に努めていただくよう御願いたします。

なお、本事務連絡の内容については内閣府政策統括官（防災担当）と調整済みであることを申し添えます。

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

厚生労働省健康局健康課 栄養指導室

齋藤・佐々木

電話（代表）03-5253-1111(内)2953、2951

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）
第 5 （ 3 ）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。